

事務局 長
医学教育部 長
病 院 長
教 務 部 長 殿
学 生 部 長
図 書 館 長

防衛医科大学校長

専門研修について（通達）

改正 平成18年 9月14日
令和 3年 3月30日
令和 5年 6月30日

標記について、医官に対する専門研修に関する訓令（防衛庁訓令第27号59.4.12）に基づく研修が下記のとおり開始されるので、関係相互間調整のうえ、遺漏のないよう期されたい。

なお、研修の実施に関し、必要な事項は、医学教育研修センター長をもって調整させる。

記

1 研修期間

- (1) 初期専門研修 2年以上4年以下
- (2) 高度専門研修 おおむね1年

2 研修者

各幕僚長から委託された医官

3 専門分野及び研修方法

基礎医学、臨床基礎医学、臨床医学及び社会医学の専門分野の1科目を研修する。

4 研修指導官

原則として講座等の教授等をもって別途指定する。

5 研修医官の呼称

専門研修の「研修医官」の名称は、防衛医科大学校において「専修医官」と呼称する。